

長 建 協 発 第 4 0 6 号
平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

公務員倫理規程遵守に係る協力依頼について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

国家公務員が利害関係者から贈与・接待等を受けるなど、国民の疑惑や不信を招く行為を禁止することを目的として、平成12年4月に「国家公務員倫理法」及び「国家公務員倫理規程」が施行されております。

この度、九州地方整備局において、改めて同法及び同規程の遵守を職員に周知徹底するにあたり、同局職員の利害関係者となり得る業界関係者に対する協力要請をお願いすることとなりました。

つきましては、国家公務員倫理法及び倫理規程の遵守について、同局より別添のとおり協力依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

【参考】国家公務員倫理審査会ホームページ

<http://www.jinji.go.jp/rinri/index.htm>

☆ お問い合わせ先

国土交通省九州地方整備局 総務部人事課企画係

TEL 092-471-6331（内線2266）